

## 大村市市内業者及び準市内業者認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、大村市入札参加資格者名簿に登録された者を市内業者及び準市内業者として認定する基準について定め、公正・公平な入札制度を構築するとともに、指名業者の選定を適正に処理することを目的とする。

### (市内業者)

第2条 市内業者とは、大村市入札参加資格者名簿に登録された者で、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 大村市内に本社又は本店（以下「本店等」という。）を有していること。
- (2) 本店等に、専用の営業スペースを有し、机、電話、ファックス、什器等を備えており、かつ、本店等の名称が外観上確認できる看板等を設置していること。
- (3) 大村市に納付すべき市税に滞納がないこと。
- (4) 建設工事の登録業者は、本店等が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けていること。

### (準市内業者)

第3条 準市内業者とは、大村市入札参加資格者名簿に登録された者で、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 大村市内に本店等の支社、支店又は営業所（以下「支店等」という。）を有していること。
- (2) 本店等の代表者から見積り、入札、契約締結等の権限を支店等の代表者に委任する旨の書面が提出されていること。
- (3) 支店等に営業活動を行い得る人的配置がなされており、常に連絡がとれる体制になっていること。この場合において、不在転送電話になっている場合及び単なる連絡員の配置による取次ぎをしている場合は、常に連絡が取れる体制と認めないものとする。
- (4) 支店等に、専用の営業スペースを有し、机、電話、ファックス、什器等を備えており、かつ、支店等の名称が外観上確認できる看板等を設置していること。
- (5) 大村市に納付すべき市税に滞納がないこと。
- (6) 建設工事の登録業者は、支店等が建設業法の規定による許可を受けていること。

### (市内業者及び準市内業者の認定)

第4条 市内業者及び準市内業者の認定は、年度当初の大村市入札参加資格者名簿への登録をもって行う。ただし、年度途中で第2条又は前条に掲げる要件の全てに該当した場合は、次年度からの認定とする。

### (実態調査)

第5条 市長は、特に必要があると認める場合は、市内業者及び準市内業者に対し、実態調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の実態調査の結果、必要がある場合は、当該実態調査を受けた者に対し、一定期間内に改善措置をとるよう指導することができる。
- 3 第1項の調査に協力しない者及び前項の指導に従わない者は、第2条又は第3条に掲げる要件に該当していないものとみなす。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この基準は、令和7・8年度大村市入札参加資格審査申請に係る認定から施行する。